

## 第1回広島県子ども・若者育成支援に関する懇話会 会議録

### 1 開催日時及び場所

平成23年12月26日（月）9時30分～  
広島県庁北館2階 第1会議室

### 2 出席者

別紙のとおり

### 3 内容

(1) 県民生活部長あいさつ

(2) 出席者紹介

(3) 活動紹介を兼ねた委員の自己紹介

(4) 子ども・若者育成支援推進法への対応について 資料1, 2  
～ 構成案, スケジュール等について事務局説明  
～ 質疑・意見応答

#### 【委員】

- 資料2の3枚目で、「オンブズパーソン等子どもの相談体制」の項目を計画に盛り込まない理由として、県としての施策の具体的な方向が定まっていないためと説明があったが、なぜ定まっていないのかなど状況をもう少し詳しく説明していただきたい。

(県民活動課長)

- 子ども・若者の意見表明権やオンブズパーソンというのは、以前、広島市において子ども条例を制定するという案件が平成7年から今年6月まで長い間議論されてきた経緯がある。子どもの基本的な権利を守るという趣旨は賛同されるところが多いが、反対意見として、子どもは精神的に未熟な面があったり判断力に乏しいという面があるため、子どもの権利がことさらに強調されると混乱する恐れがあるのではないかと、例えば家庭のしつけや教育現場において混乱をきたす恐れがあるのではないかとということが言われている。広島市では議会や市民の中で大論争となったところであり、全国でも課題となっている。結局広島市においても、今年の6月定例会で、子ども条例の制定に向けた取り組みは中止されることとなった。議会や市民の評価が大きく分かれており、イデオロギー論争的になるということで導入が難しい面があったようだ。こういった状況の中で、県としても、具体的な取り組みをするにはまだ期が熟していないと判断して、「盛り込まない項目」に掲げさせていただいた。

(県民生活部長)

- 今のご質問は、いわゆるオンブズパーソンという言葉を使うのがどうかということはあるが、「多様な主体による取組の推進」という中で子どもの相談体制のあり方について、なぜここを載せないのかというご質問だったと思うが、広島市の対応の説明で整合性がとれているのか。

(県民活動課長)

- 子ども相談体制ということでは各機関で幅広く対応されているが、ここでいうオンブズパーソンといったような子どもの権利を擁護する取組の面で、全国状況や広島市の状況

を踏まえると、県としても施策の具体的方向性を定める状況にないということである。

(県民生活部長)

- 法では、国の大綱「子ども・若者ビジョン」を勘案して県の計画を策定するようにと記述されており、そのため、「県計画に盛り込まない項目」として現状では3点挙げさせていただいている。それ以外の項目については、何らかの記載をしていきたいと考えている。基本的にはこういう枠組みの中で計画策定を進めさせていただくということについて、他にご意見やご質問はないか。

【委員】

- 先ほどの(オンブズパーソン等子どもの相談体制)件については、今後検討を要する項目として、情勢をみてまた再度検討されるということによいか。

また、資料2の1ページ目の基本方針のところで、3つ目の「行政機関が一体となり…」とあるが、どのような形で一体となるのか具体的なイメージがあれば教えていただきたい。

(県民活動課長)

- 1点目のご質問について、現在の素案の段階ではこの部分は項目として掲げてはいない。ただ、「今後検討を要する項目」の中には、一部計画に盛り込んでいるものもある。「社会形成への参画支援」などについていえば、内容として例えば学校教育における政治のしくみのことであるとか消費者教育や職業教育などが考えられるが、職業教育であれば第1の柱の中の「キャリア教育の推進」で読める部分もあるし、消費者教育であれば第3の柱の「子ども・若者の安全・安心の確保」のところに項目がある。今後の対応としては、項目を掲げるかどうかも含め既存の事業の中で書き加えていくかなど、関係各局と調整しながら検討していきたい。

(県民生活部長)

- 委員が言われたのは、(資料2の3ページ目の)上部の3点が「今後検討を要する項目」として検討されることがあるかという趣旨だったと思うが、その質問に答えてないのではないか。

(県民活動課長)

- 上部の盛り込まない項目の3点のうち、「子ども・若者の意見表明機会の確保」や「オンブズパーソン等の相談体制」は将来的課題にはなるかと思うが、現時点ではこの計画を進める中で検討事項として盛り込むことは考えていない。

(県民生活部長)

- つまり、この上部の3点は計画に盛り込まないが、下部の「今後検討を要する項目」は、年度内にちゃんと検討して計画に盛り込む方向で検討するという趣旨であるのご理解いただきたい。

(県民活動課長)

- 「行政機関が一体となり…」についてであるが、子ども・若者計画では各機関の連携ということが大きく謳われている。各行政分野の連携として、1つには今日ここに参加している庁内推進体制の「広島県子ども・若者育成支援推進連絡会議」といったものがある。また、発達障害に関しては「広島県発達障害児(者)支援連携委員会」、ニートに関しては「広島地域若者自立支援ネットワーク」などそれぞれいろいろなネットワークがあり、これらを活用しながら、なおかつ、今後そういったものを総合的に連携・調整していく「子ども・若者支援地域協議会」の設置の検討を含め、関係機関が連携をとり一体となって推進していくという趣旨である。

(県民生活部長)

- 補足するが、この行政機関というのは県の機関だけでなく、国の保護観察所、少年鑑別

所など法務省関係の機関であるとか、厚労省所管の職業安定所なども含め、国、県、市町など幅広く連携していくという趣旨だをご理解いただきたい。

【委員】

- 計画は3月までに策定するということだが、今後の実施体制として、「子ども・若者支援地域協議会」についてはどうお考えか。現場に一番密着した市町に作っていただくのが一番だと思うが、県にも地域協議会があって市町にもあるという形になるのか。

(県民生活部長)

- 実施体制をどうするかというのは一番重要な課題である。今ご出席の皆様方のご意見を伺いながら、ゆるやかにとりあえず県全体に置き市町に個別に地域協議会の設置を求めていくのか、といったことはこれから協議することになる。県全体でどういった地域協議会を持っていけるのかということも検討の重要なテーマとなっているので、今後協議させていただきたい。
- 3月までに計画を策定するということで非常にタイトなスケジュールになっている。県としても、今日こういう形で関係課長にも集まってもらい、やろうという意気込みは皆様に伝わっているのではないかと思う。一所懸命頑張っ参りたいので、皆様にもしっかりとご意見を賜り応援いただきたい。

ただいまご説明した資料1, 2の計画策定への対応や構成案などについて、ほかにご意見等がないようであればこれで進めさせていただくということによろしいか。

【全委員】(了解)

(5) 子ども・若者計画素案について 資料3

- ～ 素案について事務局説明
- ～ 質疑・意見応答

(県民生活部長)

- 1ページに戻って、「困難を有する子ども・若者とその家族への支援」ということで、「めざす姿」を3点書いている。この「めざす姿」を念頭に置いていただきご意見を賜りたい。

今記載しているものには、詳しいところもあれば少し薄いところもあり統一がとれていないが、今日ご意見を賜り、その辺も含めて重点的に対応していきたい。

【委員】

- 「めざす姿」の「切れ目のない支援」というところに関わると思うが、具体的には3ページの「不登校への支援」や「いじめ、暴力」のことだが、各学校段階の連携が重要ではないかと思っている。ここにある「不登校対策実践指定校」については、本市においても県から指定をいただいている。多くは小学校・中学校という組み合わせで指定されているのだが、小学校・中学校が連携しながら不登校の問題に取り組み、成果もあがっている。小学校・中学校さらには小学校前、高等学校といったところも連携して取り組むことで問題解決に繋がっていく。特に不登校の場合は、「中1ギャップ」とも言われるが、小6から中1になるときに(不登校数が)3倍くらいになる。中学校段階から取り組むのではなく、小学校段階から子どもを見ていく、課題を見つけていくことが重要ではないかと思う。そういう視点が可能であればご検討をいただきたい。

(県民生活部長)

- 今のご意見は、中学校から高校への支援をイメージされているのか。

【委員】

- 小学校・中学校への支援は、福山市においても現在取り組んでいるが、これからもっと強めていこうと考えている。さらに長いスパンで考えていくことも効果があるのではないかと考えている。

(県民生活部長)

- 教育委員会のほうでこの対応について何かご意見はないか。

(指導第三課)

- 小学校、中学校、高校の連携ということでは、今年度から「心の元気を育てる地域支援事業」を展開している。特に課題の多い中学校区の小学校・中学校を指定して実施しているが、地域の推進協議会を必ず設けてもらうことになっている。全ての地域ではないが、高等学校を巻き込んで協議会のメンバーになってもらっているものもあり、そういった取組を他でも進めていただければと思っている。

(県民生活部長)

- 今のようなご意見があるので、そのあたり少し記述に厚みを持たせていきたいと思う。

## 【委員】

- いくつか意見がある。

まず、1 ページ目のニートの数の推移の表では年齢が34歳で切られており、この表だとニート数が減っているかのように見えるが、ニート・ひきこもり関係の方というのは、30歳を過ぎるとまたそこから抜け出すことが難しく、現実にはさらに上の年齢まで入るとどんどん増えているのではないと思う。30代半ばくらいまでに何とかしないと40代ぐらいからは解決していくのが難しくなり、おそらく生活保護という形になっていくしかないということを、皆さんにこの資料で知っていただきたい。

当団体は広島市のひきこもり支援センターを運営している。広島市以外の方の相談は受けられないのだが、市外から沢山の相談がきている。パレアモアや保健所でも受けておられると思うが、それでも何とか解決策を求めて市外の方から（電話が）かかってくるので、できれば県のほうでもひきこもりに特化した相談ができるところを作っていただければいいと思う。

またそれに関連して、総合相談窓口(ワンストップ窓口)の設置という話が出ているが、もしこれを行おうとすると、ものすごいマンパワーとお金がかかると思う。ひきこもりの方は対人的な信頼を持つことが難しいため、当団体においても個別相談を担当制で行っているが、その方との信頼関係を築くには時間がかかる。「信頼関係のできた人(担当者)がいるところだから、そこでやっているフリースペースに行ってみようか」と出かけて行き、そこからまた就労支援等に移っていく。各機関で「ここまではうちが支援してここから先はお願いね」というのはなかなか難しい。対応が非常に難しい方を支援していく場合、ワンストップというのは確かに必要であるが、県で考えているこのワンストップ窓口というのがどのようなイメージなのかよくわからない。例えば総合的に相談を受けてそれぞれの問題に特化したところへ振っていくというものならある程度可能かと思うが、本当にワンストップで全部やろうとすると非常に大きなものになるような気がする。相談事業をやっていると思うのは、相談だけでは問題が解決していかないということだ。(ひきこもりの人が)そこから出ていけるところ、例えば昼夜逆転している人が毎日出ていけるところが必要。当団体では、NPO法人として運営しているフリースペースは有料であり使ってもらいにくい。それで今回、福祉枠で使える地域活動支援センターを作った。しかし、有料も使えず福祉枠も使えない方もおり、そういう方たちが今後難しくなっていくと思う。福祉枠のほうは既にある程度の支援体系が整っており、本人が理解して心療内科に通おうと

思った場合は、本人にも経済的負担がなく支援をしていけるが、そこにも繋がらず、かといって就労支援を行っている若者交流館に繋ぐにはまだそういう状態にないという人たちが残ってしまう。もしワンストップ窓口でそのあたりまで支援を行うということであれば意味があるかとは思ふ。

結局は出口が問題。一般のリスクのない方でも就労が難しい時代。また、何の問題もなく高校や大学を卒業し、就労の段階で挫折をしてひきこもり、相談支援センターに来る方が最近はとても多い。社会の就労という受け皿が難しくなっている。働きたくても働けないということからリスクのある状態になってしまう。もともと発達障害などがある方はもっと難しくなるだろう。そのあたり、ワークシェア的なことも必要なかと思う。今回の計画に関係ないかもしれないが、リスクのある方が働ける社会的、企業的なものをある程度県のほうで助成するとか積極的に進めていただければと思う。まず働ける場所を確保してそこで元気になったら一般の場所でも働けるといふ方は多いと思う。一昔前であれば、「困難を有する子ども・若者」ではなかった人がどんどん「困難を有する子ども・若者」になってしまっている状況に、本当にこれでいいのか、これから先大変なことになるのではないかと感じている。

(県民生活部長)

- いろいろ問題提起いただいた。広島市のひきこもり支援センターをされていて、県においてもひきこもり支援はどうなのかという話があったが、健康対策課のほうで今時点で話せることはあるか。

(健康対策課)

- 広島市ひきこもり相談支援センターの活動には大変関心を持っており、先日も委員のお話を聞かせていただく機会があった。県としてもひきこもり地域支援センター的なものを拡充したいと考えており、今調整を行っている。資料の2、3ページあたりに今はまだ漠然とした記述をしているが、これを少し深めて具体的になるように努力していきたい。

【委員】

- 3ページのひきこもりに対する支援で人材育成という言葉がでているので、精神科医の立場からお願いしたい。ひきこもりの方の中には心の問題を抱えている方もいるし、背景に発達障害の特性がからんでいる方もいるので、そういうことに対応できる医師を育成していく必要があると思う。発達障害の診断や治療ができる医師の育成ということが7ページにはでてくるが、発達障害の特徴がわかる、診断ができるというだけでは対応が難しい。子どものときに発達障害の特性だけが出ていてまだ子ども本人は困っていないが周りが気にしているという状態ではなく、もう大分不適應を起こしていて2次障害が起きているような方が沢山いるので、発達障害の特性がわかって心の問題にも対応でき、ひきこもりのこともよくわかっているような精神科医、それこそ切れ目なく診れるということではやはり精神科医が診なくてはいけないことも多いと思うので、精神科医の育成を是非お願いしたい。おそらくわかば療育園のほうで今まで発達障害の診断ができる医師の育成をやっておられると思うが、医師は、ある程度経験をつんでしまうと、今勤めている医療機関での業務が忙しく研修に行きたくても行けないような状況がある。ある程度初期研修の段階で発達障害やひきこもりについて学べるような体制をつくらないといけないと思う。広島では医学部が広島大学にしかないため、広島大学医学部を活用してそういったことができたらいかがかと思う。

(県民生活部長)

- 今のご意見に対して今後の課題ということで何か対応できるようなことはあるか。

(健康対策課)

- 精神科医の育成ということで貴重なご意見をいただいた。我々もいろいろな機会で広島大学医学部精神科とやりとりすることがあるので、是非そういった意見もお伝えしながら考えていきたい。

【委員】

- 先ほどから話を聞かせていただき、非常に専門性の高い意見がでていますが、県の子ども会として今のところ専門的な意見を申し上げるのは難しい。  
我々が相手にしているのは小学生が中心で、各地区から集まってくる子ども達に色々な活動を通して健全育成を図っている。野外活動などを通じて子どもたちを遊ばせて楽しい思い出を作る、そして悪い道へ入ってはいけないと伝えている。  
厳しい現実をもう一度かみしめて、子ども会活動の中の研修会などで講師にこういった話もお願いしてみたい。

(県民生活部長)

- 今おっしゃたように、地域のリーダーなどもおられると思うので研修会などで深めていただく機会を持っていただければと思う。  
本計画の考え方として、これまでの地域ぐるみの青少年健全育成を基盤として取り組んでいくことを基本方針としているので、そういったあたりからまた意見をお願いしたい。

【委員】

- いろいろな問題があると思うが、市町の立場で話を聞いていて、関係機関の連携というのがポイントになると思う。具体的に言うと、今検討されている県の地域協議会や総合相談センターについて、市町とどういう関係になったら本当に機能していけるのかということを考えながら聞かせていただいている。また、広島市のほうでも対応する部局が多部局にわたっているため、それらの意見を聞きながら話をさせていただければとは思いますが、さしあたり県の地域協議会に求めるものとして私が思っていることは、今それぞれの市町で相談体制や教育、福祉現場でいろいろな対応をしている中で、一人の子どもにも経済的、医学的、心理学的など様々な問題が複合的な絡んでいると思うので、そういうところを多角的にみたときに、どう対応したら子どもを救うことができるかという先進事例を集めて市町に情報提供していただければと思う。  
また、14ページにある「子どもの貧困問題への対応」のところで、高校に進学しても親の経済的な理由で退学しなければいけない子どもが増えている状況があるが、県の奨学金の貸付状況をみると、増えているかと思ったが減っているようだ。具体的施策の記述の中に「高校生等に奨学金の貸付けを行います」とあるが、どういう問題点があって貸付状況が下がっていてそれをどう克服して貸付を増やそうとされているのかということを知りたい。

(県民生活部長)

- 教育委員会の担当課が今いないため、この奨学金の記述については事務局で確認して後日回答する。

【委員】

- 先日、不登校の子どもについて国の支援システムの研修会があり、奈良県橿原市の事例が報告された。通常、中学校までの不登校児童・生徒については適応指導教室というものがあり、そこに通えば登校したことになるという形をとっているが、それ以降の高校、大

学に関しては、市町では支援できないという状況がある。その点に関して櫃原市では、スクールサポーターが中学校で担当した子どもについて、大学進学まで継続した支援を行っているという話を聞いた。実際に大学に進学して就職もしたという子どももいるとのこと。そういった点で、不登校への対応についてもう少し長期的なビジョンで計画に記載ができないか。

また、私は保護司もしているが、非行少年については家庭の問題が非常に大きい。一人親の家庭もあるが、両親がいても非行に走る子どももいる。こういった家庭への支援・教育という点で何か具体的なものがあればいいと考えた。

中学校の荒れる原因として、一番最初の“ルールを守る”ということの指導が甘いのではないかと思う。それがだんだん広がって行って、学校全体としてルールなんか守らなくていいという雰囲気になり、学校が荒れていくのではないかと思う。県としての中学校への積極的な人員配置、そして教育におけるルールを守るということの徹底について、教育委員会においても、さらに各学校に強力に指導していただきたい。その点についての記載が計画に盛り込まれればなと思う。

(県民生活部長)

- 3点ほどご指摘があったが、今お答えできるようなことはあるか。

(指導第三課)

- 先ほどの“ルールを守る”ということについては、学校に対し、何もやっていないということではない。教育委員会では、先ほどもご説明の中にあつた不登校対策実践指定校として、県内30校の中学校、52校の小学校に加配してそれぞれの学校が動きやすくしている。また、生徒指導主事を対象に研修を実施している。現在は、学校の生徒指導の規程づくりを徹底し、きちんと足並みを揃えて指導していく取組を強化しているところである。なかなか成果が上がっていないということでのご指摘だと思うので、今後も引き続き指導してまいりたい。

【委員】

- 9ページに「非行防止と立直り支援」ということで非行の低年齢化ということが書いてある。保護観察所においてもそうだが、昨年度から中学生の保護観察者がかなり増えており、今年もその傾向が続いている。資料を見ると、14歳未満の触法少年も増えているようだ。他の委員も言われたが、少年自身の問題もあるが、家庭の教育が機能していないということに問題があるように思う。子どもをどうしていいかわからないとか、面度を見切れないという親もいる。計画には経済的な支援の記述が多いが、もう少し家庭が機能するように親への相談窓口といったものを広げられたらと思う。

(県民生活部長)

- 家庭や親への相談窓口自体はあると思うが、家庭の教育機能の強化という部分について、例えば、地域の学校が教育機能を強化することで波及効果によって家庭の教育力が増すとといったイメージか。
- 具体的イメージはないが、親御さんの中には学校と対立する方もいたり、あきらめている親御さんもいらっしゃる。そういったことも含めて相談できるような一般的な体制があったらと思う。

【委員】

- 若者交流館では、県全域ということで活動しているが、例えば家庭への訪問支援の要請が三次、庄原、東城、世羅、大崎下島などいろんなところから来る。それに対応している

わけだが、ひきこもっていて出てこない高校生などは本人にもかなり問題はある。一方で、若者交流館に通ってくる若者たちは、最近とにかく難しい事例が増えている。その中で、実は本人よりも親に問題があるのではないかと思われる事例がかなりある。先ほど事務局から問題を抱えている本人や家庭への支援について説明があったが、その支援とは違う意味で、極端に言えば親を教育しなければいけないところまできている。それも少なくないというのが実態。本当にかわいそうな若者が増えている。未成年であればそれなりに対応できるが、成年だから我々はどうしようもない。どこにも言っていくところがない。自立しないさいと言っても親が出さないという事例もあり極めて対応に苦慮している。難しいのはわかっているが、せっかく関係機関が一体となって謳ってあるので、この「未然防止を図ります」というのがスローガンだけに終わらないようにお願いしたい。

## 【委員】

- 6, 7ページの私どもに関連するところについての質問をしたい。6ページの真ん中から下のところで、「児童発達支援や放課後等デイサービス等を充実させ、支援の量的な拡大を図るとともに、…質の確保を図る」という記述がある。特に今、児童デイサービスが非常に増えており、本当にそこまで増やしていく必要があるのかも含めて議論が必要なのかなと思っている。市町によっては、明らかに過剰な支給決定がなされているのではないかとというぐらいに需要がある。基本的にデイサービスは市町で実施されると思うが、質の担保ということも含めて安易に指定が受けられる状況があってはいけないと思うので、県の役割として市町への指導もお願いしたい。

7ページで、「障害者就業・生活支援センター…の就労支援体制の強化等に向けて中期的に取り組んでいきます」とあるが、具体的にどのようなことを中期的に取り組んでいこうとされているのかわかれば教えていただきたい。

## (障害者支援課)

- ただいま第三期(来年度から3年間)の障害福祉計画を策定中である。児童デイサービスは制度がなくなり、今度は児童発達支援という個別給付になってくるが、市町にこれまでの児童デイサービスの実施の実態や事業者のニーズの動向等を踏まえて計画数値を出していただいているので、それらも精査しながら的確な質の担保ができるような児童発達支援を検討してまいりたい。また、市町と一緒に進めてまいりたい。

第2点目の障害者就業・生活支援センターについてだが、7圏域全てにセンターをおいていくという計画があったが、今年の12月に備北と広島西で正式なセンターに移行し、7つの圏域全てに揃ったところ。せっかく就労したのに長続きしないという問題などがあるので、ハローワークとも連携を強くしながら、また生活支援の部分も含めてしっかりと内容の充実に、より方向を向けてまいりたいと考えている。

## 【委員】

- ここではどのように支援をしていくかという支援計画を作っていくことが仕事だと思う。その計画を作ってそれ以降どうしていくのかで機能していくと考える。対象にしている子ども・若者は、支援をしていくことが本当に困難だということを認識することが大事。難しいケースであるからこそ人が関わっていくので、そのマンパワーの育成がとても大事になる。それぞれ皆さんいろいろな立場で仕事をしておられ、マンパワーをどういうふうに関連していくのかという視点が大事ではないかと思った。一人ひとりに関わっていくことが常に頭にあるので、この計画がどうやって機能していくかといったときに、人というのが大事になってくるのではないかと考える。



いろいろな窓口が考えられているが、その窓口がどんな風に連携していけばもっと機能していくかという視点を含めて考えていただければと思う。

【委員】

- 意見ではなく少し感想を述べさせていただく。計画の素案ということで現状と課題など全体的によく分析できていると思った。これから、これらを深めていくための具体的な施策を詰めていくところが沢山あると思う。他の委員も言われたが、これを実際にどう実行していくのかということ。実行されないと意味がないと思う。今後誰がどういう形で分担してやっていくかということが重要になってくると思うが、県民会議としても何ができるか考えてまいりたい。

【委員】

- 先ほど他の委員が言われたとおり、専門性が高い内容だと感じた。  
いじめや不登校などいろいろあると思うが、やはり社会環境と家庭環境だと思う。学校が教えること、家庭が教えることをひとつはっきりしたらどうかと思う。  
私個人としては、最終的には、生きていくためには人と人との心のふれあいが一番だろうと思っている。

(県民生活部長)

- ご出席の委員さんからそれぞれご意見をいただいたが、最後に何かおっしゃりたいことはあるか。  
今日いただいたご意見を踏まえて、この素案の内容を少し充実させていただきたいと考えている。また、今日は素案のうち柱の2「困難を有する子ども・若者の支援」の部分だったが、1と3について、今後幅広くご意見がいただける機会があると思うのでよろしくお願いをしたい。  
いくつか貴重な問題提起をいただいたので、県の中の調整をさせていただき、中味を固めてまいりたいと考えている。  
それではこれをもって第1回広島県子ども・若者育成支援に関する懇話会を終了する。